

## Q776. 月給制の時間単価の計算方法を教えてください。

月給制における通常の賃金の時間単価は、1か月の基礎賃金を、1か月の所定労働時間数で除して算定します。

1か月の所定労働時間数は、就業規則や労働契約において定められている場合にはその時間、月によって異なる場合には、1年間における一月平均所定労働時間数を算定します。

1年間における一月平均所定労働時間数の計算式は、次のとおりです。

$(365日(※) - 1年間の休日合計日数) \times 1日の所定労働時間数 \div 12か月$   
※閏年は366日

例えば、1日の所定労働時間数8時間、1年間の休日合計日数114日、1か月の基礎賃金25万円の社員の場合、

一月平均所定労働時間数 =  $(365日 - 114日) \times 8時間 \div 12か月 \doteq 167.33時間$

時間単価 =  $25万円 \div 167.33 \doteq 1494.05円/時$   
となります（小数第3位以下四捨五入）。

残業代の時間単価は、

時間外割増賃金の時間単価 =  $1494.05円/時 \times 1.25 \doteq 1867.56円/時$

休日割増賃金の時間単価 =  $1494.05円/時 \times 1.35 \doteq 2016.97円/時$

深夜割増賃金の時間単価 =  $1494.05円/時 \times 0.25 \doteq 373.51円/時$

となります。

ただし、割増率について就業規則等で定めている場合には、その定めによることとなります。

弁護士法人四谷麴町法律事務所 勤務弁護士作成

経営労働相談のご予約 TEL:03-3221-7137